

専門・認定理学療法士制度ポイント認定講習会ならびに研修会の認証規定

I. 研修会認定の適応範囲

1. 専門・認定理学療法士のポイント認証申請が必要な 講習会ならびに研修会 は、下記 2 つに分類される。
 - 1) 各都道府県理学療法士会（以下、「士会」）主催、共催、後援
 - 2) その他の団体（以下、「他団体」） 主催
2. 上記ポイント認証申請が必要な研修会とは、本会主催である協会指定研修、認定理学療法士必須研修会、理学療法士講習会、専門分野研修会を除く研修会を指す。また、主催団体に関わらず、学会（学術大会）は申請対象外とする。

II. 研修会の質の保証

1. 研修会総時間は、180 分以上の設定とする。
2. 講師は、下記条件を満たすこととする。
 - 1) 開催研修会内において、本会会員の専門理学療法士、あるいは認定理学療法士の資格取得者を含んでいること。但し、士会共催や後援がある場合は、この限りではない。
 - 2) 他団体主催、かつ士会共催または共催がある場合、講師が医師などの他職種のみであっても研修会内容に関する専門家である場合は認める。

III. 認定分野・領域の決定方法

1. 分野・領域の決定については、原則、講師の取得している認定理学療法士・専門理学療法士の分野・領域とする。研修会内容と講師の取得している分野・領域が異なる場合でも、例外ではない。
2. 講師が専門理学療法士資格を取得している場合、原則、取得している分野の全領域を選択することができる。
3. 講師が複数領域の認定理学療法士資格を取得している場合、研修会内容が分野全体の範囲であれば、所持している分野の全領域を選択することができる。ただし、所持している領域に限った研修会内容である場合は、その領域のみの選択となる。
4. 90 分×2 コマの研修会を 2 名の講師で行った場合、研修会主催者は講師が取得している専門理学療法士、あるいは認定理学療法士の領域の中から複数領域を選択することができる。

IV. 申請方法

本制度ポイント認定講習会ならびに研修会に関する手続きは、本会が定める別紙「専門・認定理学療法士制度ポイント認定講習会・研修会認証申請書」に必要事項を記入の上、研修会開催予定日から 2 か月前までに、提出する。

V. ポイント付与について

1. 本制度において認証された講習会ならびに研修会は、本会が定める「専門理学療法士ならびに認定理学療法士資格取得および更新に関わる履修ポイント基準」（以下、ポイント基準）に該当するポイントの付与が認められる。
2. 該当研修会参加者は、前項ポイント基準内、「大項目 2. 講習会・研修会の受講」5)6)7)のいずれかが該当する。
3. 該当研修会講師は、前々項ポイント基準内、「大項目 5. 講習会・研修会の講師」5)6)のいずれかが該当する。
4. 講師が、講師として該当研修会へ参加した場合は、前項の講師ポイントのみ付与とする。ただし、受講費を支払い参加の場合は、受講ポイント、講師ポイントともに付与とする。

以上